

建設汚泥再生品の利用促進のための提案

【背景】

- ・ 2020 年の東京オリンピックパラリンピック、リニア新幹線、東京外環自動車道等のインフラ整備に伴う発生量の増加
- ・ 建設汚泥の海洋投入処分の事実上禁止（来年 4 月）に伴う適正処分先の確保難（特に首都圏における管理型処分場の不足に伴い、土地造成や土壤改良に用いる建設資材と称した不法投棄、及び土砂と偽装した残土処分場への搬入などの増加が懸念される。）

【提案のねらい】

建設汚泥の適正処理とともに建設汚泥再生品の利用を促進する。

【問題点と解決の方向】

・ 廃棄物処理法、地方公共団体の条例等の規制による利用阻害

- ← 個別指定制度の行政区域を超えた利用の促進
- ← 建設汚泥再生品に係る卒業基準の認定と全国での適用

・ 競合品との競争力の欠如

- ← 建設汚泥が発生する工事現場等において建設汚泥再生品の利用を進めるための仕組みの構築（排出側工事発注者等の取組みの明確化）

・ 品質への信頼性の欠如

- ← 品質基準を満たす製造管理体制の構築

・ 安定供給への不安

- ← 安定供給、適時適切な供給等のためのストックヤードの確保

上記の方策の実現に向けて、処理業者、発注者、元請け事業者、行政等の役割を明確にし、関係者の努力と協力を求める。

建設汚泥再生品の利用促進のための提案

公益社団法人全国産業廃棄物連合会
建設廃棄物部会建設汚泥分科会

公益社団法人全国産業廃棄物連合会は、当連合会建設廃棄物部会建設汚泥分科会において検討した結果をもとに、建設汚泥ⁱを原料とした再生品（以下、「建設汚泥再生品」という。）の利用促進に向けた課題及び取り組み方策について以下の通り整理しました。

建設汚泥は、平成29年4月から海洋投入処分する場合の許可申請者が、建設汚泥が発生する建設工事の発注者に変更されることとなりました。これにともない首都圏においては、適正な処分先の確保が困難となることが予想され、土地造成や土壤改良に用いる建設資材と称した不法投棄、及び土砂と偽装した残土処分場への搬入などの増加が懸念されます。

建設汚泥の適正処理及び適正なリサイクルの推進に向けて関係する方々のご理解とご協力を願います。

1. 現状の課題と対応策

建設汚泥再生品の利用を阻害している原因として、（1）廃棄物処理法、地方公共団体の条例等の規制による利用阻害、（2）競合品との競争力の欠如、（3）品質への信頼性の欠如、

（4）安定供給への不安等が考えられる。これらの阻害原因及び利用拡大に向けた対応策を以下に整理した。

建設汚泥再生品の利用を阻害する原因	利用拡大に向けた対応策
(1) 廃棄物処理法、地方公共団体の条例等の規制による利用阻害 ・ 県境を超える移動に対する制限	(1) 廃棄物処理法、地方公共団体の条例等の規制の緩和又は撤廃 ① 個別指定制度による行政区域を越えた利用の促進 ② 建設汚泥再生品にかかる廃棄物からの卒業基準の設定と全国での適用
(2) 競合品との競争力の欠如 ・ 競合品、特に建設発生土と比較して競争力がない。 ・ 利用に積極的な工事が少ない。	(2) 競合品との競争力の確保 ③ 適正なコストの積算及び関係者間での適正なコスト負担 ④ 排出側工事発注者による利用工事の確保
(3) 品質への信頼性の欠如 ・ 品質に対する不信 ・ 事業者毎の製品品質のばらつき	(3) 品質に対する信頼性の確保 ⑤ 建設汚泥再生品の統一品質基準の周知 ⑥ 品質管理体制の構築 ⑦ 品質安定性の確保
(4) 安定供給への不安 ・ 必要な時期に必要な量を確保・供給できない。 ・ 事業者のロットが小さく必要量を確保できない。	(4) 安定供給体制の構築 ⑧ 安定供給、適時適切な供給体制等を構築するためのストックヤードの確保及び適切な運用

ⁱ建設工事に係る掘削工事に伴って排出されるもののうち、含水率が高く粒子が微細な泥状（標準仕様ダンプトラックに山積みができず、その上を人が歩けない状態）のもの。

2. 取り組みの提案

(1) 廃棄物処理法、地方公共団体の条例等の規制の緩和又は撤廃

① 個別指定制度の行政区域を越えた利用の促進

個別指定制度ⁱⁱにより指定を受けた者が扱う建設汚泥再生品は、再生利用されることが確実であるため、必ずしも有償譲渡されるものでなくとも、再生利用場所への搬入時点において、建設資材として取引価値を有するものとして取り扱うことが可能である。また、複数の都道府県等にわたって再生利用する場合は、制度的には関係する都道府県知事等の指定を受けることにより個別指定制度を活用することができる。

しかし、行政区域を越えて利用する場合には、再生利用場所に搬入されるまでは廃棄物と判断されることから、受入側の行政が、行政区域外からの産業廃棄物の搬入制限に関する条例を制定している場合にはその対象として規制される。この場合には、受入側の行政から運搬に係る指定を受けることは極めて困難であり、その結果として個別指定制度を活用して行政区域を越えた利用を行うことは非常に困難となる。

したがって、個別指定を受けた者が扱う建設汚泥再生品は、行政区域を越えて利用できるような仕組みに改める必要がある。

② 建設汚泥再生品にかかる廃棄物からの卒業基準の設定と全国での適用

建設汚泥再生品は、「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について（平成17年7月25日環境省産業廃棄物課長通知）（以下、「判断指針」という。）において、競合する材料である建設発生土等に対して現状では市場における競争力がないこと等から、有償譲渡される場合であっても直ちに有価物であると判断することが妥当とは言えないとされている。さらに建設汚泥再生品が廃棄物であるか否かについては、各種判断要素を総合的に勘案して判断することとなっている。

利用価値を有するにもかかわらず利用現場に搬入されるまでは廃棄物と判断されることにより、行政区域を越えて利用する場合の搬入制限、保管量上限に関する規制、保管施設の立地規制など、廃棄物処理法及びその他の規制が適用され、建設汚泥再生品の利用が阻害されている。

そこで、以下の要件を満足し、商品として適切な管理が行われている場合には、製造した

ⁱⁱ個別指定制度とは、再生利用されることが確実である産業廃棄物のみの処理を業として行う者を都道府県知事等が指定し、産業廃棄物処理業の許可を不要とする制度である。

段階において、商品であると判断するような仕組みに改める必要がある。

- ・ 处理業者が製造した建設汚泥再生品の利用先が決まっており、利用先が求める利用用途に応じた要求品質を満足しており、一定期間内での需要が見込める。
- ・ 建設汚泥再生品を製造する処理業者は、品質基準を満足する製品が製造できる設備を設置している。
- ・ 建設汚泥再生品を製造する処理業者は、製造された製品の品質を管理している。
- ・ 建設汚泥再生品を製造する処理業者は、製品の在庫管理、出荷管理を行っている。
- ・ 建設汚泥再生品を製造する処理業者は、仕掛品または製品として計上している。

(2) 競合品との競争力の確保

建設汚泥の再生利用を促進するためには、建設汚泥が発生する工事現場において建設汚泥再生品の利用を進めることが最も有効である。さらにそれが経済的にも有利な仕組みを構築する必要がある。そのために関係者の役割と責任を明確にするとともに、協力関係の構築に向けて以下の取り組みを行う。

- 処理業者は、建設汚泥の適正処理に必要なコスト及び建設汚泥再生品の製造に必要なコストを積算するなど、費用の透明化を推進し、発注者や排出事業者等の理解を得る。
- 処理業者は、環境基本法に基づく土壤環境基準または土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の含有量基準等を踏まえ、処分料金を建設汚泥の性状や量に応じてきめ細かく設定する。
- 国土交通省は、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（平成18年6月12日付国土交通事務次官通知国官技第46号、国官総第128号、国営計第36号、国総事第19号通知）（以下、「ガイドライン」という。）」のうち、特に次の事項を工事発注者に徹底させることにより建設汚泥再生品の利用実績を向上させる。
 - ・ 建設汚泥の適正処理の推進及び再生利用の促進が図られるよう、個々の建設工事が計画及び設計されること。
 - ・ 工事の発注にあたっては、元請業者に対して適正な処理費用を負担すること。
 - ・ 建設汚泥が発生する工事では、まず現場での再生利用を第一とし、現場での再生利用が困難なものについては当該現場外での再生利用を図るため、発生側における工事発注者が利用側における工事を確保すること。
 - ・ 利用側工事が決定した場合、建設汚泥の必要な改良費用及び利用側工事現場までの

運搬費用を、排出側における工事が負担することを基本とする。このため、排出工事と利用側工事の発注者間で速やかに協議・調整を行うこと。

- ・ 発生した建設汚泥を最終的にどのように再生利用、最終処分等したかを記載した書類を元請け業者に作成させ、発注者に提出させること。
 - ・ 建設資材として建設汚泥再生品の利用が可能な建設工事については、その積極的な利用に努め、利用にあたっては、建設汚泥再生品が満たすべき品質基準を設計図書に示すこと。
 - ・ 元請業者から建設汚泥の再生利用の推進に資する対案の提案があった場合には、積極的に協議し、建設汚泥再生品を利用すること。
- 国土交通省は、建設汚泥再生品を利用する工事の発注者、設計者、下請業者を含む工事関係業者に対する優遇措置（表彰、入札の改善など）を導入し、建設汚泥再生品の利用に積極的な工事関係業者の取り組みを評価、支援する。
- 国は、ガイドラインの準用など地方公共団体における建設汚泥に関する再生利用を推奨する。地方公共団体は、ガイドラインの考え方則り、建設汚泥の再生利用を推進する。

(3) 品質に対する信頼性の確保

建設汚泥再生品の品質に対する信頼性を向上するために、当連合会では平成 17 年 5 月に「建設汚泥リサイクル製品評価のための自主基準」を作成し、建設汚泥再生品の信頼性向上に努めてきた。さらに、平成 20 年 9 月には「建設汚泥リサイクル製品事例集」を作成し、用途毎に製品の品質や各社の品質管理体制の見える化をすすめることにより、ユーザーが各社の製品を比較できるような体制の整備に努めてきた。

しかし、建設汚泥の再資源化率は依然として極めて低い水準にとどまっており、これらの取り組みに対する社会的な認知度はまだまだ低いといわざるを得ない状況である。

そこで、品質に対する信頼性の確保に向けて以下の取り組みを行う。

- 建設汚泥再生品を製造する処理業者は、製造した建設汚泥再生品が利用用途に応じた品質基準を満足していることを確認するために品質検査を行う等、品質管理を徹底する。
- 当連合会は、これまで実施してきた品質に対する信頼性向上に向けた取り組みの課題を整理するとともに、処理業者、排出事業者、工事発注者に対し、これらの取り組みの趣旨についてより一層の周知に努める。
- 國土交通省は、①建設汚泥再生品が満たすべき品質基準、生活環境保全上の基準等を設

計図書に明確に示すこと、②当該再生品がこれらの基準等を満足していることについて利用側工事の発注者が確認すること、等を工事発注者に徹底させる。

- 将来的には、建設汚泥の製造管理体制（建設汚泥の搬入管理、建設汚泥再生品の製造工程管理、建設汚泥再生品の品質管理）が一定レベル以上であることを行政やユーザー団体等が認証することも想定する。

(4) 安定供給体制の構築

建設汚泥再生品を適時、適切かつ安定的に供給する体制を構築するために、建設汚泥再生品を製造する処理業者が協同し、関係主体（行政、建設業界等）の理解や協力を得ながらストックヤードを確保・整備する。そこで、ストックヤードの立地を阻害している要因（法律、条文、事例など）の洗い出しを行い、必要に応じ規制の緩和や撤廃を求めていく。さらにストックヤードの信頼性を向上させるために以下の取り組みを行う。

- ストックヤードの搬入管理体制（搬入される建設汚泥再生品の品質管理、在庫管理、出荷時の品質管理）を一定レベル以上のものとする。
- ストックヤードの運営の中立性、信頼性を確保するために、運営管理に責任を持つ者を任命することも想定する。

3. 関係主体の役割

前述した取り組みの提案を、関係主体ごとに整理すると次のとおりである。

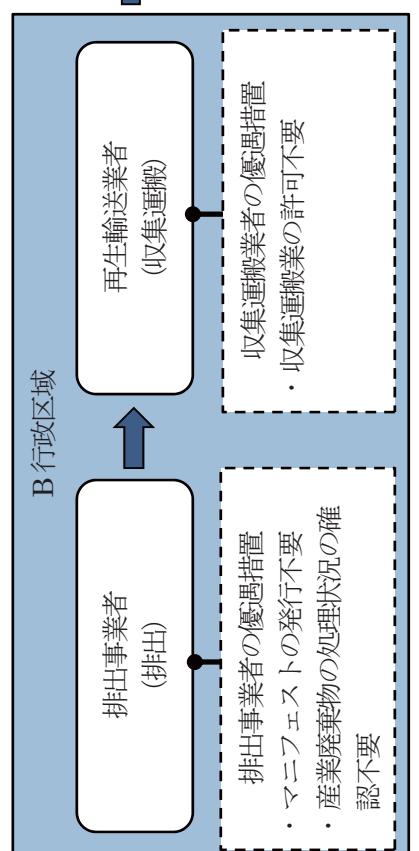
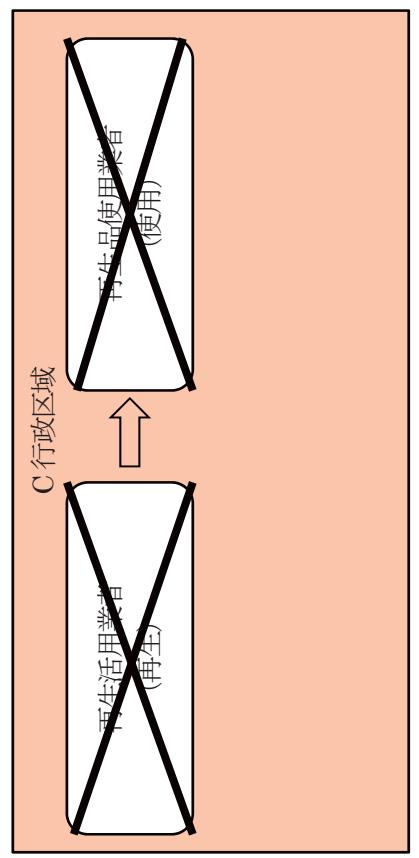
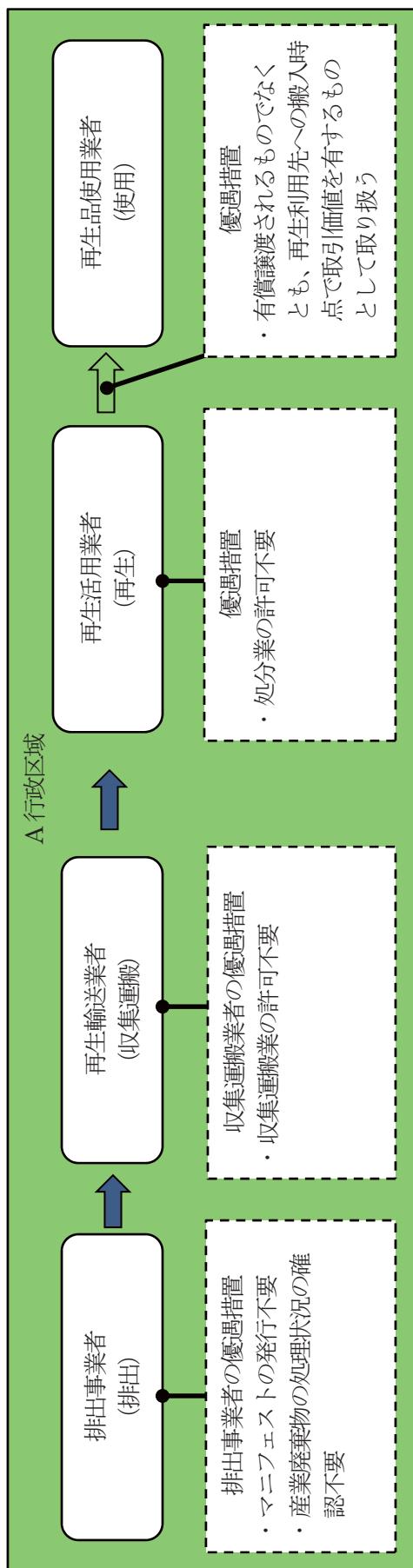
関係主体	役割
建設汚泥再生品を製造する処理業者	<ul style="list-style-type: none"> 建設汚泥の適正処理に必要なコスト及び建設汚泥再生品の製造に必要なコストを積算し、費用の透明化を図る。 建設汚泥の性状や量に応じてきめ細やかな処理料金を設定する。 製造した建設汚泥再生品が利用用途に応じた品質基準を満足していることを確認するために品質管理を徹底する。 原材料となる建設汚泥の搬入管理を徹底し、廃棄物由来であることに対する不信感を払拭する。 建設汚泥再生土の改良及び利用工事現場までの運搬に必要な費用は、処理料金から賄うことを基本とする。 ストックヤードの立地を阻害している原因や背景を連合会に情報提供する。
連合会	<ul style="list-style-type: none"> これまでの取り組みの課題を整理するとともに、「建設汚泥リサイクル製品事例集」を改訂し、取り組みの趣旨とともに関係者へ周知を行う。 ストックヤードの立地を阻害している規制の洗い出しを行う。
環境部局 (国・地方公共団体)	<ul style="list-style-type: none"> 個別指定を受けた者が扱う建設汚泥再生品が、行政区域を越えて利用できるような仕組みに改める。 所要の要件を満足し、商品として適切な管理が行われている場合には、製造した段階において、商品であると判断するような仕組みに改める。
工事発注者 (国・地方公共団体)	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインのうち、特に次の事項を工事発注者に徹底させ、建設汚泥再生品の利用実績を向上させる。 <ul style="list-style-type: none"> 建設汚泥の適正処理の推進及び再生利用の促進が図られるよう、建設工事が計画及び設計されること。 発注にあたっては、元請業者に対して適正な処理費用を負担すること。 発生側工事の発注者は、現場内での再生利用を第一とし、現場内での再生利用が困難なものについては当該現場外での再生利用を図るため、発生側工事発注者が利用側工事を確保すること。 利用側工事が求める品質への改良費用及び利用側工事現場までの運搬費用を排出側工事が負担することを基本としつつ、発生側工事と利用側工事の発注者間で速やかに協議・調整を行うこと。 発生した建設汚泥を最終的にどのように再生利用、最終処分等したかを記載した書類を元請け業者に作成させ、発注者に提出させること。 建設資材として建設汚泥再生品の利用が可能な建設工事については、その積極的な利用に努め、利用にあたっては再生品が満たすべき品質基準を設計図書に示すこと。 元請業者から建設汚泥の再生利用の推進に資する対案の提案があった場合には、積極的に協議を行うこと。 建設汚泥再生品の利用側工事の発注者、設計者、下請業者を含む工事関係業者に対する優遇措置（表彰、入札の改善など）を導入し、建設汚泥再生品の利用に積極的な工事関係業者の取り組みを評価、支援する。 ガイドラインの準用など、地方公共団体における建設汚泥の再生利用を推奨する。地方公共団体は、ガイドラインの考え方方に則り、建設汚泥の再生利用を推進する。

関係主体	役割
工事発注者 (民間)	<ul style="list-style-type: none"> 建設資材として建設汚泥再生品の利用が可能な建設工事については、その積極的な利用に努める。 元請事業者から建設汚泥の再生利用の推進に資する対案の提案があった場合には、積極的に協議を行う。
元請事業者	<ul style="list-style-type: none"> 建設汚泥の適正な処理を行うとともに、建設汚泥再生品を積極的に利用する。 ガイドラインに基づき、設計図書に示された工法よりも適切な方法等について発注者に対案を示すなど、発生抑制、再生利用を促進する。

個別指定制度の行政区域を越えた利用の促進

→ 対象産業廃棄物のながれ

➡ 再生品のながれ



廃棄物と判断されるため、県外廃棄物の搬入規制の対象となり、個別指定を受けたことができない。

個別指定を受けた者が扱う建設汚泥再生品は、行政区域を越えて利用できるよう仕組みに早急に改める必要がある。